

木造住宅の 解体工事補助金

工事費の1／2 最大50万円

補助上限額：基本額30万円 + 加算額各10万円
(加算条件 ①非課税世帯の場合 ②空き家の場合)

耐震性のない木造住宅の解体工事費用の一部を補助しています。

対象住宅の 主な条件

- 昭和56年5月31日以前の建築基準のもの
 - 市内にある在来工法・2階建て以下の木造住宅
 - 簡易耐震診断又は耐震診断で「倒壊の可能性がある」と判定された住宅
- ※ 居住者のいない空き家も申請可能です！ (S56: 1981年)

補助制度等
案内ページ



申請者の 主な条件

- 当該住宅を「所有している個人」又は「その親族」の方
 - 市税等を滞納していない方
- ※解体工事着手前に申請する必要があります。

申込期間

4月1日(火)～予算がなくなり次第終了

木造住宅の解体に関する補助制度

いずれも事前の申請が必要

簡易耐震診断

(簡易的に倒壊の危険性を判定)

又は

耐震診断

(現地調査による耐震性の判定)

解体工事の補助を受けるには、いずれかの診断の結果「倒壊の可能性あり」と判定される必要があります。

ご覧のチラシは「解体工事」の案内です！

解体工事 ⇒ 工事費の1／2 最大50万円を補助

基本額30万円 + 加算額各10万円

<加算条件> (1) 非課税世帯の場合 (2) 空き家の場合



解体工事以外の工事等は補助の対象外です。

(例：家具の撤去、樹木の伐採伐根、庭石の撤去、物置の撤去 等)

問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R7.7作成

木造住宅解体工事補助金 手続きの流れ

申請者

市

① 解体工事を行う業者の選定

施工業者について、特に制限はありません。

② 補助金の申請

簡易耐震診断・耐震診断に関して市の補助を受けている場合、自ら簡易耐震診断を行った場合、一部書類を省略することができます。

〈提出書類〉

- 海老名市木造住宅解体工事補助金交付申請書
- 建築確認通知書の写し 又は 固定資産(家屋)評価証明書
- 木造住宅耐震診断結果報告書の写し又は 簡易耐震診断の結果の写し(容易な耐震診断調査結果の写し)
- 市税等に未納がないことを証する書類(市外居住者のみ)
- 案内図(住宅の位置がわかるもの)、建物配置図
- 現況写真(解体工事着手前の住宅の全体がわかるもの)
- 解体工事費の見積書の写し(※)
- 診断を行った者の建築士免許の写し(※)
- 診断を行った者の耐震診断資格者講習会等の修了証の写し(※)

所有者の親族が申請する場合 所有者同意書

親族関係を示す書類

上限額の加算を受ける場合 非課税世帯であることがわかる書類

半年以上空き家であることがわかる書類

④ 工事の実施

「交付決定通知書」を受け取り後、実施



⑤ 実績報告

工事代金の支払い後、20日以内(3月中旬まで)

- 〈提出書類〉
- 海老名市木造住宅解体工事完了実績報告書
 - 解体工事費内訳書(工事費の内訳がわかるもの)
 - 解体工事の施工中 及び 完了後の写真
(住宅・敷地全体がわかるもの)
 - 解体工事費の領収書の写し



代理受領制度を利用する場合 補助金代理受領委任状

報告

⑥ 審査・補助額の確定

提出書類等をもとに審査
(審査期間: 約2週間)



「補助金確定通知書」発送

⑦ 補助金の請求

「補助金確定通知書」を受け取り後、請求



- 〈提出書類〉
- 海老名市木造住宅耐震化促進関係補助金請求書



⑧ 補助金の支払い

指定口座に30日以内に振込

問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392

〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R7.7作成

関連補助制度の紹介

ブロック塀等撤去

地震時のブロック塀等の倒壊被害を予防するため、撤去費を補助します。

対象: 道路に面する60cm以上の高さのブロック塀等

補助金額: 最大20万円(通学路等は最大30万円)

